

国立市財政の基本的なあり方について

改善目標の設定(案)

何のために健全化を行うのか

魅力あるまちづくりを着実に実行できる財政基盤とするため
超高齢社会に対応できる財政基盤を確立するため
将来世代につけを残さない財政運営を行うため

どれくらいの健全化レベルを目標とするか

各年度の基礎的財政収支がプラスになる状態
財政調整基金・臨時財政対策債に頼らない財政運営
実施計画における健全化必要額
経常収支比率が他市並みである状態

財政改革の考え方(案)

財政改革に向けた6つの視点

1. 「まずは、行政の徹底的な合理化から」
歳出削減、歳入確保、定員管理、事務事業の見直し等
2. 「特別会計の健全化を」
特別会計保険税・使用料の適正化等
3. 「時代のギャップを埋める」
各種補助金・負担金等の見直し、扶助費の適正化等
4. 「行政サービスの適正な負担を」
手数料・使用料等の適正化等
5. 「市民サービスの向上・効率化を」
民間委託、民営化、公民連携、ストックマネジメント等
6. 「さらなる創意工夫を」
まちづくりの取組、高齢化対策、子育て施策等

6つの視点ごとの基本的原則(あり方)(案)

1. 「先ずは、行政の徹底的な合理化から」

定 義:行政の内部努力により実施する健全化項目

主な項目:職員給与、委員報酬、定員管理、理事者給与、議員定数、議員報酬、市税等徴収体制、税外収入、企業誘致、外郭団体等、行政評価・事業仕分けによる事務事業点検、委託料等事務経費

原則(あり方)を審議するにあたっての考え方

「集中と選択」、「スクラップアンドビルド」、「先進事例の研究」、「全事務事業の点検」、「事業費一律カット」、「他市(類団)並み」

2. 「特別会計の健全化を」

定 義: 4つの特別会計(国民健康保険・下水道事業・介護保険・後期高齢者医療)に係る健全化項目

主な項目: 国民健康保険特別会計繰出金、下水道事業特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、国民健康保険税率、下水道使用料率、下水道事業債繰上償還

原則(あり方)を審議するにあたっての考え方

「一般会計からの繰出金の規模」、「赤字補てんの水準」、「適正な税体系・料金体系」、「給付費を抑制させるための方策」

3. 「時代のギャップを埋める」

定 義： 市が団体や市民等に支出している補助金・負担金等に係る
健全化項目

市が市民に支出している扶助的経費に係る健全化項目

主な項目： 教育費保護者負担軽減補助金、コミュニティバス運行経費
補助金、各種団体等への負担金・補助金

就学援助費、長寿慶祝事業、高齢者食事サービス委託料

原則(あり方)を審議するにあたっての考え方

「費用対効果」、「応能と応益」、「本人負担割合」、「他市(類団)並み」

4. 「行政サービスの適正な負担を」

定 義： 市の行うサービスの対価として市民が支払う手数料・使用料等に係る健全化項目

市民が支払う目的税に係る健全化項目

主な項目： 自転車駐車場利用料、家庭ごみ処理手数料、学童保育育成料、総合体育館施設利用料(グリーンパス)、スポーツ施設利用料、保育料、各種減免の見直し
都市計画税、入湯税

原則(あり方)を審議するにあたっての考え方

「他市(類団)並み」、「費用対効果」、「応能と応益」、「性質別サービス内容に応じた受益と負担」

「目的事業の規模に応じた税率・課税」

5. 「市民サービスの向上・効率化を」

定義：施設の管理・運営面において、市民サービスの向上・効率化に資する健全化項目

主な項目：庁舎、公の施設等（保育園・児童館・体育館・給食センターほか）、市有地（行政財産・普通財産）、借地

原則（あり方）を審議するにあたっての考え方

「最少の経費で最大の効果」、「公民連携（民間委託・指定管理者等）」、「民営化」、「未利用資産の活用・売却」、「資産の統廃合」

6. 「さらなる創意工夫を」

定義：直接的な健全化項目ではないが、国立の魅力を高めることで
将来人口の確保等に結びつく項目

主な項目：365日24時間安心・安全のまちづくりに向けた取組

原則(あり方)を審議するにあたっての考え方

「的を絞った事業展開」、「時流に合った事業展開」、「的確な事業展開」

財政健全化のための具体的方策

改善目標に対する具体的方策の検討(案)

「平成25年度に直ちにに取り組むべき個別項目候補」の抽出

資料№4-6に掲載した6つの視点別の個別項目候補一覧のうちから、以下の(ア)～(エ)の観点に多く該当する項目を中心に、総合判断により「平成25年度に直ちにに取り組むべき個別項目候補」を抽出する。

- (ア) これまでの行革における健全化(案)に掲載したが未実施である<未実施>
「財政健全化の方策(案)」、「次世代のための行財政健全化プラン2015(案)」に健全化取組項目として掲載したが、実施しなかったor実施できなかった項目
- (イ) 適正な応能・応益負担がなされていない、制度設計に課題がある<公平性>
受益と負担、もしくは制度設計と現状に“かい離”が生じている項目
- (ウ) 実施することによる健全化効果額が大きい<効果額>
実施することにより健全化効果額が大きな項目(おおむね500万円以上)
- (エ) 行政の内部努力等により実施できる項目<即時的>
すぐに取りかかり実施しやすい項目、条例改正等を必要としない項目